

令和5年7月26日

京丹波町長 畠中源一様

京丹波町特別職報酬等審議会
会長 堀郁太郎

京丹波町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員
の報酬額等に関する意見について（答申）

令和5年6月7日付け5京丹総第178号で諮問のありました京丹波町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額等について、下記のとおり答申いたします。

記

1 はじめに

京丹波町特別職報酬等審議会は、京丹波町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額等について、町長より諮問を受け、令和5年6月7日、7月5日の2回にわたり審議を行った。

委嘱を受けた委員7名は、町民の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、自由闊達で忌憚のない意見を交換し合いながら議論を深めた。

2 審議経過

まずは、京丹波町農業委員会の組織と構成や各地区の委員数割の根拠や農地面積、京都府内農業委員会委員の報酬額の状況等を確認した。

平成28年4月施行の農業委員会等に関する法律の改正により、委員業務において農地利用最適化の推進が最重点業務として位置づけられ、農業委員会委員の定数上限の変更並びに農地利用最適化推進委員の新設等に伴い、平成30年2月任命の第5期農業委員会委員から報酬額の改定がされ、現在の額となっている。

以降、令和4年2月発出のガイドラインによる活動記録簿提出の義務化や、令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法の改正等に伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員ともに、活動業務の多様化による業務量の増加について確認した。

各地区委員の担当する農地面積などに差異があることから、業務量に応じた委員ごとの報酬額とすることについて意見もある中、京丹波町農業委員会においては、多くの現場活動や他委員会からの視察の受入れなど、農業委員会全体において活発な活動を行っており、その業務量にあった報酬額とすべきとの意見があった。

こうした状況を踏まえ、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額の決定について審議を進めた。

3 審議結果

本審議会は、京丹波町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額等について、次のとおり答申する。

現行の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額は、前回の改定から法改正等により活動業務の多様化による業務量が増加しており、その業務量に見合った報酬額となるよう引き上げが適当であるとの判断を行った。

本審議会においては、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の年間の活動回数及び活動時間による対価を積算の上、報酬額を導き出した。

なお、会長と職務代理は、農業委員会委員の報酬額を基礎とし、役職報酬分として、会長年額5万円、職務代理年額2万円としているが、前回の改定からその職務における年間の活動回数及び活動時間は増加しておらず、役職報酬分は、据え置きが適当である。

4 結論

京丹波町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額は以下のとおりとする。

農業委員会会長については、年額290,000円 とする。

農業委員会職務代理については、年額260,000円 とする。

農業委員会委員については、年額240,000円 とする。

農地利用最適化推進委員については、年額240,000円 とする。

なお、改正の時期としては、年額報酬の改定であり、その期間の活動に対する対価であることや、支給の根拠となる条例改正等の手続期間を考慮して、第7期任命農業委員会委員及び第7期農業委員委嘱農地利用最適化推進委員からとし、令和6年2月11日から改定することが適当である。